

第1日目（2月10日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。ただいまから令和2年第1回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

議場改装中のため、この会場になりました。また、発言に関しましては、マイクをそれぞれお持ちしますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

また、新潟日报社より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、南魚沼市議会会議規則第88条の規定により、議席番号12番・鈴木一君及び議席番号13番・岡村雅夫君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日2月10日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日2月10日の1日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

○市 長 おはようございます。議会の冒頭、発言を許されましたので、私からお話をさせていただきます。急遽、臨時会をお願いした経緯、また内容などにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。

昨年12月から本日まで、過去に例を見ない、空前の異常少雪で、ある意味、災害と位置づけさせていただきたいと考えております。2月7日にようやく市内の全スキー場が、一部、平日でありましたので休業というところもありましたが、軒並みようやくオープンができたという過去にないウインターシーズンとなっております。

2月に入りまして積雪がございましたが、1月末までのデータでは、本庁舎の降雪量が42センチメートル、昨年度が431センチメートルですので、10分の1と。そして、除雪費に鑑みますと約2億円でありまして、昨年度が同時点では5億9,900万円ですので、3分の1という状況となっております。けさ現在、2月10日の本庁舎の積雪深は、50センチメートル、昨年は116センチメートルとなっております。このような状況の中で、スキー場、また観光業、除雪に携わる建設業などはもとよりでありますけれども、市内全体の経済循環に大きな影響が出てきております。

当市では、年末より警戒感を強めまして、具体的には年始から対応策の協議を開始しまし

た。まず、1月10日に専決予算による南魚沼市異常少雪緊急経営支援資金による緊急融資を開始いたしました。これが第1弾と呼べるかと思っております。緊急の融資につきましては、平成29年以来のこととなっております。その後も協議を続けまして、第2弾と呼べるものかと思いますが、異常少雪対策がまとまってまいりましたので、1月28日に議員の皆様へ情報の提供等を行うと同時に、臨時の記者会見を行いまして、発表させていただきました。大変多くの報道からお集まりいただくことになりました。

この対策の一環としまして、個人住宅リフォーム事業——正式名は「みんな住マイル」改修補助金、これにつきまして、令和2年度に予定をしておりました事業を前倒しさせていただいて、今年度中に事業を開始したいということから、債務負担行為追加の補正予算のご決定をいただきたく、本日の臨時会開催をお願いした次第であります。第3弾と呼べるものかというふうに考えております。

また、現在、国内外で流行しております、大変深刻な問題となっている新型コロナウイルスについては、日々状況が変化をしております、その実態がなかなかつかめない状況にあります。中国では患者数は数万人に達し、多くの方々が亡くなっておられると報じられております。国内でも患者数が増加をしていることも挙げられます。

政府は感染拡大の防止のため、2月1日に指定感染症に指定し、蔓延を防止するための対策をとり、新潟県では2月3日付の市町村への通知では、過剰に心配することなく通常の感染予防に努めることが大切であることとしています。また、疑い例があるときの相談窓口として、各保健所に「新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター」を設置した旨、連絡がございました。

南魚沼地域においては、インバウンド観光によりまして、多くの外国のお客様においでいただいております。市でも市民からの問い合わせなどに対しましては、保健所に相談窓口が設置されたことを職員に周知し、問い合わせをつないでいるというところでございます。また、市のホームページに県からの情報等を掲載し、情報の収集・発信を行っております。

本臨時会終了後に、新型コロナウイルスへの南魚沼市の対応状況につきまして説明させていただく時間もとらせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、報告第1号 所掌事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○清塚議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。協議事項につきましては、令和2年第1回南魚沼市議会臨時会の運営についてです。(1)付議事件の概要について、(2)会期及び議事日程について、2、その他であります。

調査の状況は、期日、令和2年1月31日、委員は全員の出席であります。正副議長から

もご出席いただきました。

調査の内容は、執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、付議事件の説明を受けました。また、事務局より臨時会の会期及び議事日程等に関する説明を受け、協議をいたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、南魚沼市議会会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は予算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第5、第1号報告 専決処分した事件の承認について（令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第1号報告 専決処分した事件の承認につきまして、ご説明申し上げます。

この冬の極端に降雪の少ない状況は、2月半ばとなった現在でも継続しております。少雪による影響は、スキーを中心とする冬期観光客の減少という一面のみならず、市内の経済全体にどれほどの影響があるか、はかり知れないと考えております。

この補正予算第7号に続き、追加の少雪対策といたしまして、補正予算第8号のご審議にあわせてご説明させていただきますが、まず、専決といたしました補正予算第7号につきまして、ご報告申し上げます。

今シーズンは、12月に入ってから暖冬傾向が続きまして、年末までにまとまった降雪が見られなかったことから、スキー場関係においては、年末年始の長期休暇において十分な営業ができなかったと考えられること。また、他の産業分野においても、少雪の影響がその後に出てくるのが予想されたため、そうした事業者を対象に、緊急経営支援資金を設置し、融資制度の活用によって影響の緩和を図るものであります。市内各金融機関と協調させてい

ただき、合計で4億円の融資枠を設定し、その借り入れにかかる信用保証料を市が補給するものであります。借り入れの期間は、シーズン終了後の4月24日までと設定をいたしました。

これらのため、歳入歳出予算にそれぞれ2億円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ314億877万1,000円とし、1月10日付で専決処分いたしました。

よろしくご審議いただき、ご承認を賜りたいと考えておりますので、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、信用保証料の補給ということですが、今までの例で多分、利子補給というようなことがあったように思うのですけれども、そういった考え方はしてみられましたか。なぜならば、非常に昨今の状況からして、借りても返せない。あるいは、また翌年度もこういった少雪だったらどうだろうとか、そういった心配をされている方がいるようですので、せめて、元金はともかくとして、それが太らないような方法を考えられたかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 利子補給につきましては、検討は担当課のほうでやらせていただきました。ただ、過去2回、平成28年、平成29年と異常少雪だった段階で、その段階の過去の例を鑑みた中と、あとは利子補給については、通常セーフティーネット等——私どもにつきましては、1%を超えて1.85%までのところを、過去、利子補給している案件がセーフティーネットについてはあるのですけれども、今回については金融機関さんとの相談の中で、金融機関さんにもちょっとご理解いただいて、利息を1.25%下げさせていただいているというところをかなり金融機関さんと協議させていただいてやっております。ですので、今回につきましては、利子補給については見送らせていただきました。あとは、次年度以降、またこういう状態があるときに再検討することになろうかと思えます。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 もし、検討したとするならば、合わせて4億円ですが、4億円で1.25%という形で、計算すればわかるのだろうけれども、では、どの程度の負担だから見合わせたとか、もし、そういった考察がしてあったら教えていただきたい。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 実際に融資枠自体が上限で1,000万円というところなんです。今、借りられている方の実態を見ると、大体500万円以下で今回の融資については借りられているケースが多いというところになると、利子補給については、本年度すぐにできないものになります。次年度以降やったときに、例えば500万円の利息分のところを全てやるかどうかにもよりますけれども、通常の過去の利子補給だと大体融資枠が200万円から300万円程度で、実際にセーフティーネットがかかっているものが、年間予算として70万円ぐらいというところなので、これを全業者に割っているとかなり少なくなるというところがあります。今回について

は、それではなくて利息率を下げるというところにちょっと注視させていただいたというところでは、具体的な数字についてはケース・バイ・ケースになりますので、現時点では想定というのはあまり出しておりません。

以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 利率が低いから、わずかな負担で済むからと、こういうことだと思いのすけれども。ならば、70 万円そこそこであるとするならば、あるいは二、三百万円の問題ですから、全部が 500 万円借りたとすれば、あるいは 1,000 万円に届くような人がいたとすれば、もっとはね上がるとは思いますが、先ほど市長が言っていますように、非常にまだはかり知れないという段階であります。こういったやはり思いが通じるような施策が、もう少しできなかったかなというふうに思います。これを否定しているわけではありませんが、そういうふうに感じましたので、一言言わせていただきました。

以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 点、私の勘違いという部分もあるかと思っておりますので、ちょっと確認したいもので、お聞かせいただきたいと思っております。信用保証料の部分でありますけれども、今、課長のほうから 500 万円、1,000 万円という部分がありました。私の部分では、金利はあれですけれども、信用保証料に関しましては、500 万円以下とそれ以上という方法で、保証料の補填をしているかどうかというふうに私は記憶しているのですけれども、なぜこのような形で、その 500 万円という線を設けたのか。先ほど少ないという部分がありましたけれども、その点を 1 点と。

もう一点は、先ほど民間の金融機関と調整をしたという話がございましたけれども、そうした中で 1.25% というのが出ました。実際今、民間でももっと安くしているところがあります。なぜその金額をもう少し下げられなかったのか、お伺いしたいと思っております。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 信用保証料につきましては、今回の制度につきましては、500 万円以下を借りられた方については、信用保証料を 100% 補給させていただいております。500 万円を超えて 1,000 万円までは 50% ということで今回やらせていただきました。

この分けになるのですけれども、実際に 500 万円を借りたい。例えば信用保証料を 100% 補給すると、信用保証料が通常の計算からいきますと、17 万円から 18 万円程度かかります。ですので、こちらのほうは直接そちらの負担のほうは 100% 見させていただくという考え方に至りました。

500 万円を超えた部分につきましては、1,000 万円だとほぼその半分ということになるので、1,000 万円までいくと 20 万円程度の 50% の補給という形になりますので、1 件当たり、直接の現金投資の支援という形の中では、20 万円ぐらいを前提という形で想定させていただいたところでは、

それから、金融機関の民間のところでは利率が安いという話がありましたけれども、安い利率につきましても、信用保証協会の信用保証を実際にはつけていない借入れになります。ですので、その方が実際に例えば借入れが、既に過去にその金融機関さんにかなり多いようであれば、当然、利率が安いところは0.9%という形では出ているところもありますけれども、それより非常に、当然、信用保証ですとか担保がなければ上がる形になります。

私どもについては、当然、行政が絡んでいる以上はその信用保証料を負担いたしますので、そちらについてはしっかり——もしもの貸し倒れ等そういうリスクについては責任をとらせていただくという形で対処させていただきました。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点目の件はわかりました。1点目の件でありますけれども、今、一番やはり観光部分で困っているのは、大手だと私は思います。やはりその部分が、今、新型コロナの部分も出てきておりますし、これからいろいろの部分で一番ある面では、金額は今までと違った大きな金額を要する、そういう部分ではないかというふうに私は思っているのです。

そうした中で、市長は今回のこの部分を災害と捉えているというふうにおっしゃいました。災害と捉えているならば、この信用保証料の500万円、1,000万円のラインというものを、私はもう少しやはりこれは取っ払うべきではないのかというような——今回本当に緊急なのです。そういう部分を考えられなかったのか。再度お伺いしたいと思っております。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 申しわけございません、答えになるか何とも言えないですけれども。通常の今までというのは、例えば地方産業育成資金等について、私どもの市のほうで持っている融資については、300万円までが100%の補給、それ以降については、500万円までが50%という形になって、その後についてはまた補給率が下がるというところでした。

実際にこれから今後の影響というところは、まだ懸念される所はありますけれども、この制度を設定させていただいた段階では、やはり借入れをするのは500万円までというのが非常に多いだろうという想定の中でやらせていただいております。今言われたそのご意見、ご質問等については、今後、状況によっては私ども担当課のほうで検討の余地はございますけれども、現在そういう形で最初の設定をさせていただいたというところではあります。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 では、2点聞かせていただきたいと思います。まず、現在、1月10日からですので1か月たっていますが、現在の利用者は、どのくらいの企業の方が利用されているかというのをお聞きしたいと思います。

また、おわかりになるのであれば、こちら融資対象者のほうは、どのような職種の企業さんが借りていらっしゃるかというのを教えていただければと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 先週金曜日までの時点の実績になります。借入れをされている方については10件ございます。実際に業種だけ言わせていただきますと、10件の内訳としては、建設業が3件、ホテル、旅館さんが3件、小売業が2件、飲食業が1件、それからその他になりますけれども、製造業が1件という形になってございます。融資総額については、現在5,200万円という形です。業種につきましては、基本的にこちらの制度の中には明記はされているのですけれども、今回についてはかなり緊急の場合になりますので、非常に業種については柔軟に対応させていただいております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 わかりました。この数というか、借りているのが10社ということで、5,200万円ぐらいということですか。これは現状において当然予想された範囲内というか、予想とどのくらい違っていたのか、市の予想はどうなっていたのか。その差異がわかるなら教えていただきたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 かなり多く出てくるというのは予想としてはありましたけれども、実際にこれらが私どもの想定どおりかというのは、ちょっと何とも言えません。ただし、平成28年に少雪であったために緊急融資の制度をつくらせていただいた時点のそのときの利用者は、1件。その次の年、平成29年の異常少雪があったときの融資の利用者については4件ということになります。ですので、今回、この制度をつくらせていただいて、約1か月程度で10件ということですので、この後、また出てくると思いますけれども、予想よりも出てきているというふうには考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第1号報告 専決処分した事件の承認について（令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第1号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第6、第2号報告 専決処分した事件の承認について（自動車損害事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第2号報告 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年12月1日に南魚沼市トレーニングセンターで発生した、自動車損害事故における和解、並びに損害賠償の決定につきまして、専決処分とさせていただいたもので、地方自治法第179条第3項により、議会の承認をお願いするものであります。

本件は、南魚沼市トレーニングセンターの屋根から落下した雪が、建物横に駐車していた相手方の自動車に直撃し、ルーフがへこみ、フロントガラスがひび割れたものです。幸い人的被害はありませんでした。

当方の100%の過失であり、損害賠償額も大きいため、損害賠償金の支払い遅延による相手方への一方的な不利益の発生を防ぐため、迅速な示談と支払い手続きを行いたいことから、1月15日付で専決処分とさせていただいたものであります。

3ページ、専決処分書をごらんください。2、和解及び損害賠償の相手方は、市内在住、男性。3、損害の額は、51万2,336円であります。4、事故の責任割合は、市が100%。5、和解の要旨は、市が、相手方に損害額を支払うことで和解し、以後、一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。

なお、本件の賠償額及び車両の損害につきましては、市が加入する市民総合賠償補償保険で対応しております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 議会運営委員会的时候にも言ったと思うのですが、相手がどういう——職員なのか、一般市民なのか。何でそこにとめたのかとか、ふだんとめないところですよ。それで100%って、今、書類だけで言われても、わからないよということを議会運営委員会ですら言ったので、そこまで説明があるかと思ったのだけれども、なかったの、詳しく説明していただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、被害を受けた方につきましては、トレーニングセンターの利用者で、車両の所有者の奥様です。なぜ、そこにとめたかということですが——予期できるところにとめたかということですが、前日降雪がありましたが、そのとめた場所というか、トレーニングセンター脇の駐車場の舗装面には全く雪のない状況でありました。その日は放射冷却もありまして大変寒い日になりまして、大分凍結していたのではないかと思います。

ただ、屋根には、推定ですけれども、一、二センチメートルの雪が積もっていたのではないかと思います。放射冷却でありましたので、例えば雨垂れが垂れているとか、そういう

ことがあれば、相手の利用者の方は雪を認知できたのかと思いますけれども、そういった部分では多分、屋根に雪が積もっていることが認知できなかったと思います。そこも北側の日陰部分でしたので、大分日陰で寒くなっていましたので、そういった部分でも落雪は予知できなかったと考えております。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 普通だったら東側にとめますよね。そこがいっぱいだったの、そっちにとめたのか。でも、少なからず地元だったら屋根の形を見れば、何かしらやはりそういうことは予知できるのではないかというふうに普通は考えるわけです。市が100%と言われても、なかなかその辺は納得がいかない部分というのは、私は考えるのですけれども、その辺はどういう話し合いになったかというその部分を詳しく教えていただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 駐車場自体は日曜日でしたので、東側の駐車場はいっぱいだった——いっぱいというか、奥側のほうはいっぱいだったというふうに聞いております。100、ゼロという割合につきましては、私どもの事故報告書によりまして、保険会社のほうで判断しておりますので、その辺で予期できるかということで判断しております。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 その東側というか普通とめるところはいっぱいだったという確認はしているのかということと、雪が落下するのであれば、とめるなぐらいの普通は指導があってもいいと思うのだけれども、全くそれがなかったのかという部分と、その相手方との話という部分は保険会社に任しているだけで、職員というか、執行部とは話していなく、保険会社さんがもう代理人で話したということでの理解でいいのでしょうか。

その辺を確認したのが、では、そこに勤めている誰かが確認して、そこがいっぱいだったのでそっちにとめたのかとか。私はあまりあそこがいっぱいだということは、行っても見たことがないので、満杯というのはね。本当にそういう状況だったのかというのが、ちょっとクエスチョンが立つところですけども、その辺を詳しく教えてください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 東側の駐車場がまるでいっぱいではなかったというふうに聞いています。特に、通常ですと、そこに落雪があればもうとめられない状況になるところなのですけれども、私どものほうでは、落雪注意とかの看板等は出しておりませんでした。あと、コーンとかコーンバーで柵をして、ここにはとめるなというふうにはしておりませんでした。その辺のとめるなという、その指導は全くしていなかったものですから、私どものほうでそういった瑕疵については割合になったというふうに考えております。

保険会社との協議につきましては、私どものほうでまず事故報告書を作成しまして、それによりまして、保険の協議を保険会社のほうでやっているということです。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 利用者さんのほうの話は、今説明いただいてわかるのですが、その施設のほうのトレーニングセンターの職員の対応ですが、1月に行きましたら、あそこはもう駐車禁止でコーンも立っていました。これが事故の日にちなのですけれども、12月1日ということですが、その年によって、初雪がいつぐらいに降るかというのは、もうそれぞれ違うと思うのです。屋根に一、二センチメートル積もっていたということは、降ったということが誰しもわかることで、もう冬、降雪の時期になったら、早めにそういうふうに「とめるな」という準備というものがなされていなかったのか。それまでの今までの経過は、毎年どうだったのか。やはり今回は、その対応が遅れたということではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 例年ですと、当然12月前後には降雪がございますので、その点では対応を、いつもの降雪はあまり一、二センチメートルということがないものですから、まとまった雪があれば当然しております。ことしは大変暖かい冬でしたので、ほんのちょっと降っただけで、我々のほうは市を含めて指定管理者のほうもそうなのですけれども、ちょっと考え方が甘かったということがあります。当然ですけれども、出しておけばよかったということで、後での話になってしまうのですが、我々のほうでは、降雪前にきちんと指定管理者と確認をすればよかったのですけれども、その点は基本的にはなされていなかったということであります。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 こういったことが、今後、起こらないということが一番大切なことだと思うのです。今回のことをどう学び、今後に結びつけるかということだと思うのです。それについては、今、出しておけばよかったという反省は何ったのですけれども、今後の対応はどういうふうに話し合われていますでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 事故が起きまして、我々のほうでは、降雪があつたらきちんと看板を出す、危険箇所にはきちんと柵をする、という対応を措置いたしました。今後に当たりましたが、基本的には指定管理者と市のほうと会議を持ちまして、今後、再発防止に向けて、毎朝見回りをして、きちんと現場を確認して対応するというふうに申し合わせております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 降雪に備えるということは、私たち一般市民でも、冬タイヤにかえるのも降る前からタイヤ交換というのはするわけですよね。ですので、現場を確認して降雪があつたらそこにコーンを置いたりするというのでは、遅いのではないかと思うのです。夜中に

降るなりいろいろなことがあると思いますので、それはある程度の時期になったら、もう既に対応を考えておかなければいけない。

先ほどの東側の駐車場も満杯ではなかった。日曜日だったのでたくさんとまっていたけれども、そこが満杯ではなかった。なかなかそれが足りないというような状況ではないのであれば、もう冬の時期になったら、そこは駐車できないという場所にしておいても、それが安全なのではないかと思うのですが、もう一度今後の対応について伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 議員がおっしゃるとおりですので、申しわけありません。今後、降雪等が予期できるときには、前の日から準備をする。もしくは、当然、利用者は朝、早朝は早くないわけですので、急な予期せぬ降雪があったとしても、朝、例えば指定管理者によりましてきちんと対応するような形で、今後も再度確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 今ほど教育部長の説明の中に、結構不可解な話が幾つかあったので、きちんと説明いただきたいのですけれども。まず、屋根から落ちてきたものは、本当に何だったのか。今ほど放射冷却という話をされたのですけれども、12月1日、前夜は雪が降っていたと思うのです。雪が降っていたということは、放射冷却はないわけですよ。晴れた日の後でないと放射冷却というのはないわけだから。その後に一、二センチメートルの降雪があったと。一、二センチメートルの降雪が午後、ゼロ時なのでもうお昼ですよ。ということは、プラスの気温になって水が流れて落ちてきた。

2センチメートル程度のもので本当にガラスが割れるのかということと、本当にルーフがアルミもしくは鉄だったとしても、2センチメートル程度のものでそこまで大きな被害というのは出るのか。だって、新雪って1立米で300キログラムなのですよ。氷で1立米で900キログラムなので、一、二センチメートルのものって、仮に屋根の斜度が45度とか50度とかって、ものすごい勢いで落ちてきたというのならわかるのですけれども、そのあたり、本当に落ちてきたものは何だったのですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 落ちてきたのは雪です。解けてきた雪ですけれども、ただ、一、二センチメートルというのは私どものほうの推定であります。たまり方も一様であったのか。例えば吹きだまりというのは、多分その時期は考えられないですけれども、その部分でちょっとあったのか、その辺はわかりません。とめた場所を後から写真で見ましたら、やはりちょうど屋根からぽんと落ちるところだったのです。ですので、ちょうどルーフとフロントガラスの間にぽんと直撃したものですから、その辺は我々の想定外というところもあるのですけれども、まさかそのぐらいの雪で割れるかなという部分もあったのですが、ひび割れはしております。

ただ、その一、二センチメートルだったのか、もうちょっとあったのか、その辺はちょっと推定できませんし、現場の写真もありませんので、ちょっとその辺が不明ですが、落ちて

きたのは確かに雪です。解けてきた雪です。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 普通、今、皆さん携帯にカメラがついているから、仮に私が同じような立場であったとしたら、屋根から落ちてきた雪が自分の車を破損させたのであれば、その写真ないし、その状況を写真に残して記録しておかないと、こういうことが起きたからこうしてほしいというような話し合いができないと思うのです。当事者はその瞬間はなかったとしても、その直後にどんなものが落ちてきたかという、物の写真とかというのはお持ちではないのですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 落ちてきた物の写真というのは、写真はあります。それは雪が落ちてきたとか、落ちて車を移動したところの現場の写真はあります。ですので、そこで結局落ちてきた車の場所だけ雪が積もっていない状況で、そのほかのところには雪がほかに散乱しているという状況です。ですから、そこに当たったのは石とかそういうことはありませんので、雪で間違いないと思います。ただ、凍っていたか、凍っていないかというのはちょっと写真だけでは判断できません。

以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 本当に石打トレーニングセンターでこういうのがあって、ちょっと残念だなというふうな思いがあります。今、教育部長のほうから教育部に対して、この施設だけではなくて市のほかの施設でもこういうのが何年かに一遍出てくるのが正直です。そういうことがまたないようにちゃんと全部で対応、話し合いはしたかどうかをまず確認したいのと。

あとそれと、地元の人からの要望で、ここの落雪した雪が道路に出てくるという話もあるわけです。なので、やはり当たれば危ない。直に道路に落ちてくるわけではないですけども、落ちてきたことによって、例えば粉雪だったら間違いなくもう道路に20センチメートルや30センチメートルたまっている写真というのも市のほうに渡してあるのです。せめてその対応を、これから雪が降ったらちゃんと対応はすると思うのですけれども、それと同時に道路に出てこないようにガードとかはしてもらわないと、地域の人もやはり、ほれ見たか、市は何をやっているのだというふうにも、私はなると思いますし、今回のだって、車がぶち壊れるほどだったわけですから。あそこは通学路にもなっていますので、その対応とかはどういうふうに考えているのか。やはりこういうのは聞いておかなければいけないので、この2点だけお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、指定管理者等の対応です。事故が起きてからですが、それでは遅いのかもかもしれませんけれども、再度施設管理につきましては、現在、トレーニングセンターを指定管理しているところとほかのところもございしますので、施設面の管理については、万全を

期すように指導しておりますし、協議というか話し合いもしております。

2番目の脇の雪。確かに豪雪でなくても通常の雪でありますと、道に出てくるぐらいのときもあります。ですので、それは前に、過去にも何度もございましたので、我々も再度確認をして、そういうことのないように対応していきたいと思っておりますし、ひどくなりましたら、一応、業者に頼んで排雪してもらうような形を考えたいと思っております。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 全市の対応でございますけれども、私ども毎年のことであります。降雪期を前にして、それぞれ所管する施設の維持管理、それから危険防止等については、庁議で話をしております。ただ、この事故を受けて、特に再度注意喚起ということはしておりませんでしたので、それぞれの担当については十分認識をしているものと考えておりますけれども、また一層注意喚起をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 総務部長のほうから言いますけれども、やはりこういう事故が起きて全庁的にやらないというのはちょっと残念でした。これからやるというのは大事なので、この報告書でもいいので、こういう事故ありました、事故のてんまつをやって——過去に私が覚えているのが、もうこれは20年前ですけれども塩沢庁舎でもあったし、あと、10年ぐらい前に下長崎保育園でもあった記憶があります。そういうのもありますので、やはりないようにぜひ、これをただの・・・としてやっていただければと思います。

あと、教育部長のほうにです。現場確認をしていくということですが、本当に道路に出ないようにだけ、ストッパーね。雪が降ったら雪を盛って対応するというのが、今までの対応だったわけです。それはそれだけでも、要はそれでも出てくるときがあるというのもあるので、本当道路の際だけでもいいので、どこからどこまでがやばいところかというのを見て、変な話、雪の壁ではなくて、物理的なウオールでもつくっていただければというふうなのが地元の声だったのです。そこを見切って、ほかの方法があるのだったらほかの方法で対応するのも一つかもしれないし、そういう点を考えていただければと思います。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 私は1点だけお聞かせ願いたいと思っております。市が100%ということではいろいろとご説明を受けましたので、その点に関してはこれ以上申し上げませんが、その点で恐らくこれは管理協定の第37条のほうの、第三者への賠償に基づいて市が1回全額払うということになっているとは思いますが、その2を見ますと、管理者のほうに責任があった場合は、そちらに払った分の求償を求められるというふうにあるのです。この場合、市の考え方としては、指定管理を受けている方の瑕疵責任というか、責任はどう考えていらっしゃるのか。求償をされるのかという点だけお聞かせ願いたいと思っております。

○議 長 教育部長。

○教育部長 指定管理におきましては、市の仕事を代行してやっているという考えでございますので、指定管理者の瑕疵は市の責任ということで、私どものほうでその辺についての、例えば処分とかそういうことは考えておりません。

以上です。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 そうしますと、逆にこちらの基本協定書に書かれている「甲は乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について」で、この文章は何なのかと、私は逆に聞かなければいけませんよ、申しわけございませんけれども。ちゃんと指定管理側の瑕疵責任を問うときもあると書いてあるのに、全部市の持ち出しになるというのは、ちょっと申しわけない、私は納得できる答弁ではないので、もう一度答弁をお願いいたします。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 基本協定の第 37 条第 2 項では、「市は責任の帰すべき事由により発生した損害については、第三者に対して賠償した場合は、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるもの」ということでございます。これにつきましては、市民総合賠償保険というものがございまして、この保険で支払っておりますけれども、指定管理者につきましてもこの対象の被保険者に入っております、こういう損害賠償保険の対応部分を超えた部分、重大な過失、または故意などのときが発生した場合は、当然のことながら指定管理者の求償を求めるということでございます。今回につきましては、この保険の範囲内で全て補償されたということでございますので、今回は求償しないということでございます。

以上でございます。

○議 長 市長。

○市 長 保険の中で賄われたからいいというものではないと思います。ただし、重大な、極めて重大なというようなところを、先ほど課長のほうも言っておりますので、そういう点に鑑みて、まずは判断をした。その中において保険の中でも済んだというふうなことが位置づけになるかと思えます。私はそのように考えております。

以上です。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市長の答弁もありましたので、あえて申し上げませんが。例えばですけれども、これによって事故があると普通、保険というのはちょっと次回更新のときに値上がり等もするわけです。そういう部分だってあるわけなので、簡単に考えずに、ぜひ、今度ともきちんとした対応を考えていただきたいと思えます。

先ほど牧野議員の話もありましたけれども、こういう事故があったときは全庁的にきちんと情報を共有して、二度とこういうことが起きないようにするというのも重要でございますので、改めて私のほうからも申し上げまして、終わりとさせていただきます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私もこの議会運営委員会のときに、こういった詳細な説明がこの件は必要であろうということを申し上げました。その中で1つ、危険予知という問題が抜けているのではないかと。保険内であがったからいいのだというのであるならば、言語道断ということでもあります。

その辺、先ほどからも議論になっていきますけれども、駐車場が満杯だったと。ぎりぎりだったと。危険を予知しながらもそこに置いたのだということであるのか。その辺はやはりもう少し——事故報告が一方的な形でなされているのではないかと。本人はどうであったのか。ここに置いてはならなかったという一言でもあれば、100%ということはないわけでありまして。ポールがなかったから置いたのだと。全面的に管理責任だという形で相手方はやったのか。その辺ひとつ、もう少し説明が欲しいというふうに思います。

私は危険予知——我々は動物の一種でありますので、ここに置いては困るなど。あるいはもしかのことがあればということが多分あると思いますが、その辺ひとつ、誰がその報告書を——こういういきさつがあったけれども、こういうふうにまとめたというようなことなのか、その辺がわかりません。

あと、こういった保険で間に合ったということで、そういった方向に誘引しているとするならば、これはまた大変なことだというふうに思いますので、ひとつあわせてお聞きします。

もう一点が、こういった保険を使うことによって、大分いろいろ使われていると思うのですが、保険料率、そういったものによりかなり影響が出てくるのか。もうそれは減額なんてことは考えられないのだというような保険なのか、その辺ひとつお聞きします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目の予知できなかったかどうかということでございますが、ご本人につきましては、駐車するに当たっては、そこに雪が落ちてくるという予知はできなかったように聞いております。

そして、保険につきましては、現場の指定管理者の報告を担当者が受けまして、事故報告書をつくりまして、それにより保険会社のほうへ申請というか、報告をするということで対応させていただいております。あとは保険会社のほうで判断するという形になります。

以上です。3番目につきましては、総務部から答えてまいります。

○議 長 総務課長。

○総務課長 総合賠償保険の保険料についてでございます。加入者といいますか、私どもの事故が多いので、次の年から保険料が上がる、あるいは無事故で優秀だったので保険料が下がるということは、いずれもございません。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 後段のことに関しては、わかりました。

前段の問題ですけれども、普通、事故があると、相手と自分という、その中で双方の主張というのがあると思うのです。ここに置いてしまったかと言ったときに、向こうがどう答え

るかとか。そういったときに、やはり 100%ではなくなるのではないかなというふうに思います。これはうがった見方と言われればそれまでですけども、やはり管理者としてみれば、あるいは指定を受けている方としてみれば、なぜこの事故が起きたのだろうというところから始まれば、そういった問答はあってしかるべきだと思うのですけれども、そういうことはなかったでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 そういった受け答え等はなかったというふうに聞いております。

以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 皆さんからいろいろ話が出まして、繰り返すことも要らないわけですけども、話を聞いていまして本当にこれでいいのかというふうな思いがありますので、ちょっと一言だけお話をさせていただきます。

今の話ですけども、前にもちょっと話をしたのですけれども、このところ行政側の責任度合いが 100、そして相手方がゼロというのが非常に続いているのです。私はそのことをちょっと心配しているのです。今の答弁を聞いていますと、相手方が先々のことを予見できなかったから行政に 100%責任があるのだみたいなことで簡単に済ませていまして、その背景には保険が出るからこれでいいのだというようなことで今、済んでいるような気がして、それは大変大きな間違いだと思うのです。

100%保険が出るから、そして相手方がこう言っているから、では行政が 100%責任を負うのだという考え方ではなくて、やはり客観的な状況を把握しながら行政責任、そしてまた相手方の責任というのをきちんとしていかないと、私はこういう決め方というのは非常に問題があるな。額の多い少ないではなくて、保険が出る出ないではなくて、問題があるなと思います。皆さん繰り返していることですので答弁は要りませんけれども、ここのところは本当にこれから、今のこの問題だけではなくて、注意をしていただかなければならないと思いますので、一言話をさせていただきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 2 号報告 専決処分した事件の承認について（自動車損害事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第2号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議長 長 日程第7、第1号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 長 それでは、第1号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

先にご承認をいただきました令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号）に続きまして、その後も極端な少雪で推移をしているということに対しまして、異常少雪対策として、現予算での臨機応変な事業執行のほか、さらに考え得る対策を講じることといたしたいと思っております。その中でこの一般会計補正予算（第8号）では、新年度予算に計上する予定の事業を一部前倒しさせていただき、春先の市内経済活動を活性化の一助としたいというものでございます。

議案の2ページ、個人住宅リフォーム事業の5,000万円につきまして、今年度とほぼ同じ内容で令和2年度も実施を計画していたところでございますが、ここで債務負担行為を設定することにより、前倒しして事業執行できるようにしたいものであります。具体的には、これにより4月1日を待たずして受付を開始し、申請者には工事に着手していただくことが可能になると考えております。

このほかの異常少雪対策としまして、今年度予算において、除雪委託料の待機補償料の概算前払いや、工事等の前倒し発注、また、新年度予算では、改めて観光誘客促進事業などを計画したいと考えております。

これらの対策の組み合わせによりまして、少雪による悪影響を最小限にとどめおくこと、また、市内経済の活性化に寄与できるよう、既に指示したものを含め、対応を進めたいと考えております。

個人住宅リフォーム事業につきましては、建設部長に説明させますので、よろしくご審議いただきまして、何とぞご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 それでは、第1号議案の補足説明について説明資料1によりまして、説明させていただきます。

説明資料1の2ページをごらんください。「令和2年度予算「みんな住マイル」改修補助金（住宅リフォーム事業）の前倒し実施を予定」というものになります。個人住宅リフォーム事業につきましては、市民生活の住環境の向上を図るために、平成22年度から住宅リフォーム工事に対しまして補助を実施してきました。令和元年度からは制度を見直しまして、子育て世代にも重点を置きまして、「みんな住マイル」改修補助金として実施しております。経済効果の大きい住宅リフォーム事業を異常少雪の対策としまして前倒しの実施をしたいもので

あります。

補助対象の事業費につきましては、令和元年度と同様に市内業者が施工します 50 万円以上の住宅リフォーム工事になります。補助金額につきましても令和元年度と同様に、一般世帯が 10 万円、子育て世帯が 15 万円となっております。全体の事業規模につきましても同様に 5,000 万円となっております。

事業の概要、実施時期につきましては、資料の 4 ページ、横長の表になっておりますが、そちらをごらんいただきたいと思っております。太枠で囲ってある部分が令和 2 年度事業の今後のスケジュール予定になります。②の事業者周知文送付と③周知開始につきましては、本日の臨時会議決後に、速やかに行う予定としております。

④の事前相談会・説明会を 2 月下旬に事業者、それから申請者を対象に行う予定としております。⑤の市報掲載を 3 月 1 日号に、⑥の申請受付は、市報掲載後の翌週 3 月 9 日から 4 月 30 日としまして、予算額に達し次第終了となります。

⑧の最短交付決定日は、4 月 1 日時点の住民基本台帳のデータにより照会、審査、決裁を行うために 4 月 20 日以降を交付決定日としております。

⑨の工事着手可能日については、令和元年度につきましては交付決定日以降としておりましたが、今回は異常少雪対策のため申請時に「交付決定前事業着手届」を提出することによりまして、早期の着手を可能としたいものです。少しでも早い工事着手を可能としまして、経済対策を図っていきたいと考えております。

以上で、第 1 号議案の補足説明を終わります。

**○議 長** 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

**○佐藤 剛君** こういうときですので、次年度の事業を前倒しして経済の活性化を図るといのは、基本的には私は反対するものではないのですけれども。ただ、そういう債務負担行為でこれを使うというところに、どうかなというところはちょっとあるのです。ということは、今の説明にありましたように、この債務負担行為の議決を得れば、契約もできるし、できる準備は整うわけですけれども、最終的に一番肝心の緊急的に必要な金の流れといのは、新年度予算が議決した後にならなければ金は流れないということなので、債務負担行為というよりも補正予算で対応できなかったのか。

補正予算で対応できれば、すぐ着手もできるし、それで細かいのであれば、すぐ支払いもできる。本当に緊急経済対策が必要なのであれば、そういう対応が今、必要だったのではないかということがあると思っておりますので、この点を何で債務負担行為という選択をしたのか、補正予算にいかなかったのか。財源なんてふるさと納税だってまだ予算化していない部分もあると思うので、そこら辺の状況をひとつ知らせてもらいたいというのが 1 点。

もう一点ですけれども、直接この議案には関係は、文言として出てこないのですが、今、説明の中にあつたので、ちょっとお聞きいたします。現年度事業で、そして繰越明許を予定していた部分を今回発注するということですがけれども、その内容が道路関係とか、消雪パイ

プの小さいのはいいのですけれども、下水道の関係とか、雪が降らないからできる状況なもの発注。これを決めてみたらごらんのとおり雪が降ってしまって、これがなかなか活用できないというような状況になっているのではないかというふうに思うのです。

そういうところを見通して、雪が降っても工事ができる、経済の活性化に結びつくようなそういうメニューでなければ、やはり景気対策としてはあまりよくなかったのではないか。むしろ雪が降って除雪を何かしなければならなくなると、かえってちょっと混乱してしまっているのではないかなと思いますので、この2点をちょっとお聞きしたい。

○議 長 佐藤議員、2点目については、議会終了後でまた執行部から説明を求めたいと思いますので、閉会してからということをお願いします。1点目について、なぜ補正予算でできなかったかというところをお願いいたします。

財政課長。

○財政課長 先ほどの補正予算か債務負担行為かというところのご指摘は、まさにそういったところも一理あるかと思います。どちらでも事業執行を早められるという点では、有効な手法だと思います。こちらの個人住宅リフォーム事業につきましては、そもそもの事業として極めて政策的などいいますか、面も含んでおりまして、毎年それこそ予算審議のたびに、好評で継続をしたいけれどもなかなか財源が、というようなお話も何度かさせていただいてきたところかと思います。

今回こういった手法をとらせていただきましたのは、やはり年間ある程度の規模で継続して行いたい。それを今までどおり何とか行いたいという思いがありました。今年度は5,000万円でしたけれども、昨年も何とか5,000万円を計画して、予算に盛り込んでというところまで、当初予算の策定のスケジュールも今そういうような形で進んできたところへ、このことがありましたので、これで債務負担行為をとることで、当初予算の中でのメニューを生かしながら、かつ早く交付決定なり事業着手ができてということで、効果的にはほぼ同じものが得られるのではないかというふうな判断をして、年間5,000万円というふうなもの生かしながらというところも踏まえての判断でございます。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、2点目のほうは後でということで、今の件だけちょっとお話しさせていただきます。効果的には同じようになる、うまくいけばそうなると思います。ただ、今説明がありましたように——その間に専決処分ですらやった債務負担行為、これは事業をやっている程度この先々に金融機関の8年間の負担が出ていましたね。ああいうふうに負担が発生するのが決まっている。そういうのは債務負担行為でいいと思うのです。

今回、今のものは説明がありましたように、来年度も要望があるからこの事業をやりたい、そういう思いで予算措置をする。それを持ってくるということは——持つてくる、今、経済対策で緊急なのですけれども、そういうことをやれば何でもできるのです。つながっている事業のを債務負担行為として、こういうふうに毎年大きい負担があるのだから、債務負担行

為を議決するのだというのと違って、単年度ごとの事業を、来年度予算組みを予定しているから、これをこっちに持ってくるというのは、非常に財政担当課長としては危険な、危ないやり方だと思うのです。

もう一点、そしてこれを経済対策とするのであれば、毎年同じように50万円以上ですよ。今して50万円以上のがぼんと出てくるというのは、私はあまり考えられない。もっと経済対策するのであれば、改めて経済対策ということにするのであれば、細かいのに分けて、それで細かいのでもやれるようなことにしないと、今世間は金がなくて、金を回すためにこの経済対策、住宅リフォーム事業をするのに、住民が50万円以上の負担をして、では私もやりませう——建設業はいいですけども、そういう需要があるかということです。そこら辺を考えると、形としては非常にいいのだけれども、実際、地域の景気対策、経済対策には私は結びついていかないのではないかと思いますので、そこら辺、考えがあってやっているのだと思いますので、ちょっとお聞きしたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 最初のほうのご指摘の債務負担行為をとれば何でもできるではないかということでありまして、まさにそのとおりであります。それはそれこそ債務負担行為を政策的なものを専決でやってしまえば、どんどんできるわけですので、ですので、本日の臨時会をお願いしたというところがあるかと思えます。そういったところでご了解いただけるかどうかというところを、まさに本日お諮りしながら進めたいというふうに考えているところがございます。

私のほうからは以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 住宅リフォームの事業費の部分に関してですけども、今回も今年度と同じ50万円ということで予定をさせていただいております。過去に行ったリフォーム事業につきましてちょっと集計をしてみたところ、事業規模50万円程度以上のものが6割程度、50万円に近い金額も含めると7割程度が50万円の事業規模となっております。そのようなことから今年度事業を見直す段階に当たっては、50万円以上の工事を対象にしようということで、担当のほうで判断をさせていただいて、このような事業設計というふうにさせていただきました。

細かい部分でのリフォームの対象という話も、ご要望の声は若干聞こえておりますが、制度を運用する、また、事務担当者が素早い交付決定等を出すという事務的な部分を考えまして、50万円ということで線を引かせていただいております。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 繰り返しになってはいかんとおもいますが、私が言うのは通常的な、毎年毎年のリフォーム事業は、過去のデータからして、私はそれでいいと思うのです。ただ、ここで経済対策として景気対策としてやる。今、しゃばとっては失礼ですけども、この

一般社会に金が回っていないので金を動かす。その対策としてやるには、50万円で前倒ししますけれども、皆さんどうですか、やりますか。金が回っていないところに、私はそういうのではなくて、もうちょっと細かくしながら事業をいっぱい増やす。そして、短期間でも金が回るような、そういう仕掛けがいいのではないかという思いでお話したので、また答弁がありましたらひとつお願いしたいと思います。

そして、最初の件なので、財政課長のほうでお話ありましたけれども、そのために債務負担行為というのはあるのです。それは十分わかっているのです。ただ、私が心配するのは、それを今回の場合、緊急なので必要だからということで持ってくる。だけれども、それが常態化して来年度、単年度事業として計画しているのが、債務負担行為さえすれば、このところに債務だけ負担できるのだ。そうなのですよ。そうなのですけれども、それをあまりに拡大解釈すると、財政担当のほうとしては、それはやはりあまりうまくないのではないか。無制限に多分、それは考え方によっては広がってしまうと私は思うのです。そこら辺をきちんと歯どめをかけながら、ある制度は、必要な制度は活用するという認識でいただければ、私は非常にいい。それだけなのですけれども、以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 細かい部分で、市場にお金が回るという部分ですけれども、住宅リフォーム事業を担当する部局としましては、来年度予定している事業を少しでも早く回そうという思いで、今回提案をさせていただいておりますので、細かい部分というところまではなかなか手が回っておりませんが、今後またご意見として伺いながら新しい事業ができるのか、また制度をちょっと変えられるのかという部分を参考にしながら、今後また考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 まさにご指摘のとおりだと思います。制度としては債務負担行為ですとか、あとは反対になりますけれども繰り越しですとか、継続費といった手法がありますが、基本の基本は、やはり自治体は総計予算主義で単年度予算でありますので、本当に必要なものを必要な時期に実施するためにどんな手法がとれるかということについて、常々考えながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 では、1点のみお聞かせ願いたいと思います。こちらはスケジュールのほうを見せていただいたのですが、最短交付決定日が4月20日ということになっています。これはいろいろここで勘案した結果、多分、この日が最速ということになると思うのですが、ちょっと言い方は悪いのですけれども、早くできないかというところも実際のところあるわけです。その前のあたりまで見ると、1か月くらい前倒しになっているのが、ここに来るとちょっと13日か20日ということになる。

何でこんなことを申し上げるかと言いますと、どうしてもこの間にゴールデンウィークがあるものですから、その間は当然業者も休みだったりみんな休みになっているものですから、そうするとせっかくスピーディーにやろうというのが意識が、ここでちょっと途絶えてしまうのではないかなという懸念がございますので、その部分をお聞かせ願えればと思うのですが。

○議 長 建設部長。

○建設部長 最短の交付決定日ということで4月20日とは設定させていただいておりますけれども、交付決定日前にも交付決定前事業着手届を提出いただければ、着手が可能ということですので、その辺でご理解いただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 着手自体は可能ということで、これはすごくよくなったのではないかと勝手に申し上げるところですが、ただ、やはり交付が決定していないのに事業に着手するのはなかなか怖いというところも当然ございます。

多分、業者さんによっていろいろ事情も変わってくると思うのです。本当に専門の営業さんがいて、どんどん仕事をとってるところもあれば、ひとり親方みたいに社長が営業と施工を兼ねるような、そういう中小企業の方もいらっしゃる。今回やはり非常に困っているのは、そういうひとり親方の多い中小企業の方も、すごく今回の少雪で困っている方がいらっしゃるものですから、そういった方々が安心して早めに施工にとりかかれる。きちんと交付が決定して仕事ができるのだというのを早めにできるような、そういうふうな取り組みを何とかしていただけないかというのが正直なところですが、いかがでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 交付決定日につきましては、4月1日現在の住民基本台帳のデータに基づき審査ということですので、極力早くはしたいと思いますが、この日をめどにというふうに事務では考えております。

ただ、事前相談会を行いますので、この中で事業者の皆さんには十分説明申し上げて、交付決定が漏れないようにお願いします、というような話で徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員から出ましたけれども、債務負担行為ということで、単年度の会計の中で単年度事業であることに債務負担行為を使うということは、非常に危険だということと指摘がありました。財政課長の中ではこの住宅リフォーム事業については、長期間の計画を考えてやっているということであるならば、なぜこの提案をするときに、5年間の計画としてこういうことをやるのだというのを示されて、そうした中で緊急の対策として債務負担行為でやりたいのだというような説明があって、なるほどなということになるわけです。これが3月の当初予算の中で、多分、そういう説明が出てくるかなと思うのだけれども。

建設部長が言ったように、50万円以上が6割ぐらい、50万円近くだと7割ぐらいがこれを使っているというのではなくて、一体、市として5年間でどういうところの住宅リフォームをしてもらいたいからです。壁を塗るとか、屋根を塗るとか、畳をかえるとか、いろいろありますよね。そういった全体計画の中を示して、今年度については緊急経済対策があるので債務負担行為をお願いしたいというような、そういう順序立てて説明してもらわなければ困るのです。

そこがあるのであれば、あります、というふうに答えていただきたい。当初予算で説明しますということでも、それでもいいのだけれども、ちょっと債務負担行為というのを安易に使い過ぎだというふうに私は思いますけれども。

○議 長 財政課長。

○財政課長 先ほどの答弁の中で、私のほうからこの事業を続けていきたいという発言をいたしましたけれども、なかなか先々まで計画をして、何年間やります、といったようなことが言えないのがまたこの事業でございます。

二、三年前からの状況で社会資本整備総合交付金が入れなくなったということで、完全なる単独費になったというところへ来て、ここに来てふるさと納税の果実を使わせていただくということになりました。それも極めて不安定な財源でありますので、続けたいという思いはこちらのほうでは持っておりますが、とてもその計画立ててなかなかお示しできるというような事業でもないことを、またご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そこが一番問題なのです。そういうところがないから行き当たりばったりみたいな、そういう施策を打っているのではないと言われるわけです。この住宅リフォーム事業についても、確かに財政課長がおっしゃるとおりなのです。財源がないわけです。不安定財源の中でやらざるを得ないと。ふるさと納税についてもどうなるかわからない。

そういう状況の中で組むのだけれども、それでもあえてこれを、これは緊急ではなくて、経済的な予算の中でやるのだというのであるならば、わざわざここでもって債務負担行為ということに踏み込む必要はなかったわけです。だって、来年度事業を先食いしてやるわけですから。これで5,000万円増加してやるというわけではないですから。そういうところは慎重にやはり考えるべきだと思います。もう一度、本当に総務部として、5年間の事業ということで計画をする、そういう考えはないのかどうか。そこだけお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 考え方につきましては、今ほど財政課長が申し上げたとおりでございます。私どももやはりこの事業を、全体計画をつくって長く続けたいとは考えておりますけれども、やはり議員おっしゃいますように、100%市の予算といいますか、補助金がない中で単独費をつけてやっていかななくてはいけない。

ふるさと納税が今の制度のまま、このままのペースでいただけるのであれば、もちろん継

続はできますし、ともすれば拡大という方向も考えられるかもしれませんが、それが見通せない中にすれば、やはり単年度ずつ状況を見てやっていくしかないのかなというところが正直な気持ちでございます。気持ちとしては十分にありますけれども、現実はなかなかそうもいかないというところでございます。

以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この異常少雪に伴う緊急経済対策という面でみれば、来年度の当初予算に載せる事業でしかないわけですから、これは前倒しをしてもほぼ効果はないと私は思います。それよりもこれからこの議会の終了後に説明があるような商工観光課の事業、こちらのほうに非常に大きな期待をかけていたわけです。これを補正予算で出してくるなどと思ったのですが、そこは出なかった。非常に残念であったのですけれども、その説明の中で出ますけれども、本当に債務負担行為をこういうふうにするということは非常に危険なのです。危険だということは、財政課長は認識をしているという答弁でありますけれども、総務部長としてはどうなのですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 課長が申し上げたとおり、あくまでも例外的な対応といいますか、基本については必要な都度、補正予算をつくって、議会の皆さんにお諮りをしてというのが大前提だということは十分認識しております。ただ、今回、先ほど来、話が出ておりましたけれども、異常少雪に対する対策ということで、緊急性を要すること。それから来年度も事業実施の計画が立っていたことなどを考えまして、債務負担行為という選択をさせていただきました。

おっしゃいますように、これはいろいろな方策が考えられます。最終的に何がよかったのか、それは技術的な部分もありますけれども、最終的には一刻も早くこの市内での経済循環を活発にしたいという考えるところは一緒だと思いますので、今回につきましては、この債務負担行為という手段をとらせていただきました。これを乱発するとかということは決して考えてございません。

以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 緊急対策で、きょう2月10日、そうした中で実質的には4月20日以降と。若干は、ということでありましてけれども。この2週間を要するという4月20日の件です。2週間要するというのは税務課への照会とあります。税務課への照会というのは、申し込み時に本人から滞納はありません、ということをお願いして申し込みをするわけでありまして、この2週間は要らないのではないかと。

そして、抽選とかそういう問題でなく先着順ということになりますと、申し込みを受けたときからやれると。そして財源も、今、議案で審議しているわけでありまして、その辺はどのような手続きでこれほど——いふならば2か月ちょっとかかりますよね。私はせめて4月1日くらい、あるいは申し込み早々にできるのであるかどうか、ひとつお聞きしたいと思

ます。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 交付決定になぜ2週間もかかるのかということですが、今回、子育て世帯を15万円という形に設定しておりますので、まずそれを確認する必要があります。それが4月1日のデータが整うのが4月6日ごろになるということで、そこから子育て世帯なのかどうかという判断をさせていただきます。それから、申請時に滞納があるかどうかというのは確認できるわけですが、例えば店舗との併用住宅であるとかの確認も必要になってきますので、交付決定までは2週間いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 緊急で申し込み時点ということで書類が出るわけでありまして、4月1日から子供が確認できた、できないなんていうのは、どこかの教育就学援助と同じ形で、そうではないのですよね。その事業を始めるときに1人子供がいる、あるいは子供はまだいない。その判断をするのが行政だと私は思うのです。

それで手当てをして、確定したのはそれでまた、4月1日に確定するのだったら、それからまたやればいいことであって、緊急対策ということでやるから、いかに早く仕事につながるかということになると、なぜ4月1日なのかと。なぜ、では2月10日に臨時会まで開いてやることなのかと、こうになってしまうのです。併用住宅だとか——そこは触れません。ですから、もっともっと詰めることは、私はできると思うのです。これで進むと思いますけれども、やはりちょっと観点が違うのかなという気がします。

それから、いろいろ我々は申し入れをしているのですけれども、世帯主で税務課の証明、あれを去年私も議場で指摘していますけれども、家族は個々の直筆の名前がなければ——要するに税金を滞納しているかどうかという。世帯主であれば、全部家族のものは聞き取れる、あるいは証明がもらえるというのが税務課の窓口です。それを何で都市計画課をわたるところになるのかというのを指摘しておいたのですが、そこは改善されますか。世帯主の名前でよしと。あるいは要するに、お金を実際に出す人が申し込むということになれば、その辺が改革できているのか、ひとつお聞きします。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 滞納があるかどうかの用紙につきましては、税務課と協議をした上で、税務課のほうでこの項目は必要だという内容で、今、決定をさせていただいておりますので、その辺をご理解いただければと思います。

それから、2週間もかかり過ぎではないかということにつきましては、今年度精いっぱい努力してやってみまして、また次年度以降、期間を短くできるのであれば、そのようにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　もう決定しているからこれで進むということだと思いますが、ぜひ、またいろいろの情報をとってやっていただきたいと。

1点確認します、税務課長。家族が、例えば私が、妻の固定資産台帳いただけますかと、あるいは所得証明いただけますか、という申請をしたときに、発行していませんか。

○議　　長　　税務課長。

○税務課長　同一世帯の方からの申請であれば、所得証明等は出せるような形になります。

　　以上です。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議　　長　　税務課長。

○税務課長　先ほど都市計画課長が申し上げたケースは、同一世帯で別世帯になっているようなご家族があるのですね。ひとつの家に住んではいらっしゃるのですが、世帯を分けられている方、そういった方も現実にあります。そういったケースで来た方が、スムーズに所得証明を出すために、同意の署名をいただいていると。例えばひとつの家の中にAとBの世帯が2つ入っているようなケースですと、Aの世帯主の方が来られれば、Aは出せるのですがBは出せないという形になります。ですので、そこに世帯に住んでいる方は、これに関して同意をしていますということで署名をいただくことで、そこに住んでいる方全員の証明をスムーズに出せるような配慮をさせていただいていると、そういう形です。

　　以上です。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

　　異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

　　討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

　　異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第1号議案　令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

　　異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　長　　以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了しました。

○議　　長　　これをもって、令和2年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

〔午前11時14分〕